

# 災害救助法適用地域における災害に伴う入学検定料免除の臨時措置について

木更津工業高等専門学校

平成 28 年度の災害救助法適用地域における災害により被災された入学志願者に対し、以下のとおり、平成 29 年度入学者選抜の検定料免除に係る臨時措置を実施します。

## 1. 入学検定料免除対象者及び必要書類等

入学志願者の主たる家計支持者が平成 28 年度に災害救助法の適用があった地域に居住していて被災し、表 1 に該当する旨の事実を証明する書類の交付を受けた者であること。

表 1

対象	必要書類等
主たる家計支持者が平成 28 年度に災害救助法の適用があった地域に居住していて被災し、その旨の証明書類の交付を受け、かつ、その被災日以降に出願手続きをする場合	り災証明書等 ※居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき証明する書面 ※停電、断水等による被災の事実のみを証明したものは該当しません。

**※免除の申請をされる場合は、検定料の払い込みは行わないでください。**

## 2. 申請方法

検定料の免除を受けようとする入学志願者は、出願時に提出することとしている「検定料振込受付証明書貼用紙」に代えて、次の書類を提出してください。

### ①入学検定料免除申請書（災害救助法適用地域）

様式は本校HPからダウンロード可能です。

### ②り災証明書等

上記の表 1 参照。

※主たる家計支持者について証明した証明書等を提出してください。入学志願者について証明した証明書等では、申請できません。

※諸事情により、上記証明書等の提出が困難な場合、事前に本校学生課へご相談ください。

## 3. 入学検定料の返還について

入学検定料の免除に該当する入学志願者が、入学検定料を既に納付された場合には、返還の申し出も必要ですので、速やかに下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

木更津工業高等専門学校 学生課教務係

TEL : 0438-30-4040 Mail : nyushi@a.kisarazu.ac.jp